

「アマノギフト【物価高騰対策分】」の 申し込みをお忘れてではありませんか？ ～申込期限は1月31日(火)です～

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市内事業者及び市民の皆さんの負担を軽減するため、アマノギフト事業を実施しています。

この事業は市内の協力事業者が取り扱う商品またはサービスの中から、希望するものを1点お選びいただき、専用のハガキによりお申し込みいただくものです。(アマノギフトの申し込みにあたり費用はかかりません)

※ご注意ください※

本事業は令和4年9月に実施した事業(【9月実施分】)とはギフト送付の対象者や実施スケジュールが異なります。

対象者

令和4年10月1日において市に備える住民基本台帳に記録されている方で、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する方。

(1)昭和37年4月1日までに生まれた方

(2)平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

対象の方には「アマノギフトカタログ冊子在中」(白色の封筒)のご案内を令和4年11月末に郵送しています。

申込期限

1月31日(火) <アマノギフト事務局必着>

ギフトの発送

発送時期はカタログ冊子各ギフトの上段に記載された「商品発送予定時期」の欄をご確認ください。

[Web https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/syoukou/1008134/1008263.html](https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/sangyo/syoukou/1008134/1008263.html)

問合先

アマノギフト事務局(市委託業者 株式会社JTB名古屋事業部)

☎0120・224・223(土・日曜・祝日を除く 午前9時から午後5時まで)

✉info@amanogift.com

商工観光課 ☎441・7118 FAX441・8387



愛知県特定最低賃金(2業種)改定～令和4年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、令和4年12月16日から以下の2業種の特定最低賃金額が改定されます。

(参考:愛知県最低賃金は令和4年10月1日より時間額986円です)

特定最低賃金名(1時間あたりの最低賃金額)

①製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業(1,018円)

②輸送用機械器具製造業(997円)

(発効日 令和4年12月16日)

詳しくは、津島労働基準監督署にお尋ねください。

問合先 津島労働基準監督署 ☎0567・26・4155